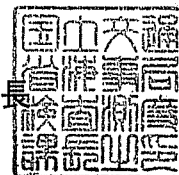




国海査第 92 号の 2  
平成 22 年 5 月 17 日

社団法人 日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局検査測度課長



### 船舶検査の方法の一部改正について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から船舶安全行政に対し、ご理解を賜りありがとうございます。

さて、今般、別紙のとおり、船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。



平成22年5月17日

## 船舶検査の方法の一部改正について

### 1. 概要

平成20年8月に高等海難審判庁長官から小型漁船の電気火災事故防止の徹底を図るよう国土交通大臣あてに注意喚起書が発出されたこと等を踏まえ、船舶の電気設備関連の安全性向上を考慮し、今般、検査の方法B編 2.5(電気設備)及びS編(検査の特例)を別添のとおり改正することとした。

### 2. 改正の概要

#### (1)B編 第2章 定期的検査等 2.5 電気設備

##### 2.5.12 電気機器及びケーブル

電気機器の取り付け状況、ケーブルの固定・線端処理、結線状況等の点検の実施の明文化

#### (2)S編 附属書H 特定のサービス・ステーション等の証明

別記1“船舶電気ぎ装工事業場の施設及び能力の基準”の改正

- ① 20GT未満の小型船舶を対象とした船舶電気ぎ装工事業場の新設
- ② 有資格者の所要人員表(第1表)における技能者数、割合の改正

### 3. 適用時期

平成22年6月1日から適用する。